

(保66)(介24)
平成19年7月5日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事

鈴木 満

日本医師会 常任理事

天本 宏

「摂食機能療法の算定基準に関するQ & A」の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より会務運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より発出された、「摂食機能療法の算定基準に係るQ & A」に関する事務連絡につきまして、本会においても入手致しましたのでご送付致します。

本Q & Aは、医療保険と介護保険における「摂食機能療法」算定に関し、可能な職種等を整理し、新たに作成・発出されたものであります。

貴会におかれましてもご了知いただきますとともに、会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

(添付資料)

・「摂食機能療法の算定基準に関するQ & A」の送付について

(平19.7.3 厚生労働省老健局老人保健課・保険局医療課事務連絡)

以上

事務連絡
平成19年7月3日

各都道府県介護保険主管部（局）
民生主管部（局）
老人医療主管部（局）
地方社会保険事務局

御中

厚生労働省老健局老人保健課

厚生労働省保険局医療課

「摂食機能療法の算定基準に係るQ & A」の送付について

介護保険行政及び医療保険行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「摂食機能療法の算定基準に係るQ & A」を作成いたしましたので送付いたします。各自治体等におかれましては、これらを参照の上、事務を進めていただきますよう、お願いいたします。

照会先
厚生労働省老健局老人保健課
企画法令係
TEL 03-5253-1111 (3949)
厚生労働省保険局医療課
企画法令係
TEL 03-5253-1111 (3288)

(問) 医療保険と介護保険における「摂食機能療法」は、誰が実施する場合に算定できるのか。

(答)

1 摂食機能療法は、

- ・ 医師又は歯科医師が直接行う場合
- ・ 医師又は歯科医師の指示の下に言語聴覚士、看護師、准看護師、歯科衛生士、理学療法士又は作業療法士が行う場合

に算定できる。

(介護保険の介護療養型医療施設及び療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所の特定診療費における摂食機能療法については、「介護報酬に係るQ & A」(平成15年5月30日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)において、「理学療法士、作業療法士を含まない」とされているところであるが、摂食の際の体位の設定等については理学療法士又は作業療法士も行うことができることから、これらを摂食機能療法として算定することができるものとする。)

2 なお、摂食機能療法に含まれる嚥下訓練については、

- ・ 医師又は歯科医師
- ・ 医師又は歯科医師の指示の下に言語聴覚士、看護師、准看護師又は歯科衛生士

に限り行うことが可能である。